

「立山高原ホテル」の貸付に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

立山高原ホテルは、公立学校共済組合の保養施設として、昭和 50 年に開設され、以降、公立学校共済組合富山支部が運営してきましたが、令和 6 年度をもって公立学校共済組合の保養施設としては、廃止されることとなりました。

しかしながら、国立公園内という希少な立地条件を持つ建物をホテルとして活用し続けるため、施設の貸付により、民間事業者等の経験やノウハウを活用した利活用策の提案（プロポーザル）を公募し、応募のあった事業を総合的に評価した上で最も優れた提案を行った事業者を契約候補者として選定するものです。

2 施設の概要

(1) 名称

立山高原ホテル（以下「高原ホテル」という。）

(2) 所在地

中部山岳国立公園立山天狗平

(3) 当初の設置目的

昭和 46 年の立山黒部アルペンルートの特設全線開業を契機に、教職員の福利厚生や国内外からの観光客の誘致拡大を図るため、昭和 50 年に整備された宿泊・コンベンション施設

(4) 施設の概要

①建物の構造 SRC 造 地下 1 階・地上 4 階

※ 耐震工事は実施済（H26）【参考資料 3】

②敷地面積 4,897 m²（国有林）

※ 高原ホテル周辺一帯は中部山岳国立公園第 1 種特別地域に指定
立山黒部アルペンルート内（一般車両乗入禁止、有料道路）

③建物面積 3,370.55 m²

④施設内容 宿泊室数 27 室 宿泊定員 78 人

集宴会場数 1 室 会場定員 30 人

5 F 客室（洋室 8）

4 F 客室（和洋室 1、和室 6、洋室 2）

3 F 客室（和室 2、洋室 7、大広間）

2 F フロント、レストラン、売店、談話コーナー

1 F 研修会議室、ロビー、大浴場

(5) 設備・備品の内容

【参考資料 1】データ集「設備・備品一覧表」のとおり

(6) 維持管理状況

過去の高原ホテルの維持管理状況は、【参考資料 1】データ集で確認してください。

既存の設備等を使用する場合は、必要な点検などを行った上で使用してください。また、それらの点検など伴う費用は、すべて借受人の負担とします。

※ 改修（元の状態よりも機能や利便性を向上させ、価値を高めるもの。修繕を除く。）に伴う費用はすべて借受人の負担とします。ただし、県で令和 7 年度から令和 8 年度にかけて予定しているボイラー（2 基）とエレベーター（2 基）の取替工事に伴う費用は県で負担します（工事関係者の宿泊場所の確保など取替工事に協力してください）。

また、県が、本施設について県と賃貸借契約を締結する事業者（以下「契約事業者」

という。)に対し、別途委託を予定している公立学校共済立山保養所「立山高原ホテル」の保養所としての機能廃止に伴うニーズ等調査業務の委託料を使用し、県の承諾を得たうえで試験的な改修を実施することができます。

※ 損壊箇所を元の状態への復旧する修繕については、小規模（1件100万円未満）な修繕は、借受人がその緊急度、必要性に応じて実施し、費用はすべて借受人の負担とします。1件100万円以上の修繕（ホテル営業に供する部分に限る。）は、県と協議するものとします。

3 プロポーザルの提案に関する条件

(1) 提案方法

ア 概要

- ・本施設は、ホテル営業の用に供するものとして貸付けをします。
- ・賃貸借契約期間は、令和9年度末までとします。また、令和8年度中に契約事業者に対し優先的に賃貸借契約期間終了後の有償譲渡について協議を実施するものとします。ただし、有償譲渡について協議が整った場合でも、法令に基づき富山県議会の議決が必要となる場合があります。
- ・賃貸借契約期間は、施設等の活用に必要な改修等に要する期間を含むものとします。
- ・本施設の引渡し日については、県と契約事業者が協議の上、決定します。
- ・本施設は、現状有姿のまま契約事業者引き渡します。定着物その他引き渡し時に存する一切の動産等の撤去・廃棄等が必要な場合は、県の承諾を得てください。

＜条件＞

- ・契約事業者は、賃貸借契約期間中、以下の各項目を遵守のうえ、提案事業に基づく事業計画を履行してください。
- ・提案事業は、引渡し日から速やかに準備に着手し、1～3か月以内を目途に提案事業の用途による使用を開始しなければなりません。なお、建築物の改築・増築又は用途変更を行う場合は、関係法令等への適合が必要となります。
- ・契約事業者は、県の承諾を得ないで、本施設を第三者への転貸又は契約事業者が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定することはできません。なお、県の承諾を得た場合は、県との協議事項や合意事項を第三者に継承しなければなりません。

イ 契約事業者が支払う貸付料の提案価格

提案者が見込む建物貸付料の合計額（円/年）を提案価格としてご提示ください。審査で使用する提案基準価格は、下記のとおりです。なお、提案価格では1年分の建物貸付料で提案いただきますが、契約後、ホテル営業を開始するために必要な手続きに要する期間（令和7年6月を想定）及び立山有料道路の冬季閉鎖や雪のため営業ができない期間（11月中下旬から4月上旬）については、建物貸付料は発生しません。

提案基準価格： 金 11, 616, 330 円/年（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ウ 留意事項

- ・提案価格が提案基準価格を下回る場合は、審査の対象としません。

（２）その他の条件

ア 仕様書

別紙立山高原ホテルの貸付に係る仕様書の内容を行うこと。

イ 現在の高原ホテルの営業者の職員の派遣及び人件費について

- ・現在、高原ホテルを運営している公立学校共済富山支部（立山保養所）の職員３名を業務の引継ぎのため、令和７年度に限り次の条件で派遣しますので、必ず受け入れを行ってください。また、当該職員３名の高原ホテルの営業に係る期間の人件費は契約事業者が負担するものとします。

職員	職種	所属及び業務内容	備考
職員Ａ	営業・事務職		
職員Ｂ	営業・事務職		
職員Ｃ	調理職		

※当該職員３名の、令和７年度給与見込み、事務分担は、【参考資料２－１、２－２】により、応募事業者にのみ提示します。取り扱いは十分注意してください。

ウ 契約満了時の留意事項

- ・有償譲渡の協議の結果、本施設を県に返還する場合は、契約事業者は県と協議のうえ、県が承諾した部分を除き契約期間が満了するまでに契約前の状態にしたうえで県に返還することとします。
- ・本施設の返還に際し、契約事業者は、原状回復の必要経費及び有益費の償還等の請求を県に行うことはできません。

エ 契約事業者の費用負担

次に掲げる費用は、契約事業者の負担とします。

- ①本施設に係る提案及び契約に要する費用
- ②本施設の引渡し時以降において明らかになった不具合個所の修繕に関する費用
- ③本施設の定着物その他引渡し時に存する一切の動産の撤去・廃棄等の費用
- ④事業実施のために必要となる各種届出に係る申請費用及び施設整備費用
- ⑤施設の運営期間を通じ、施設運営及び維持管理並びに必要な修繕費用
- ⑥本施設の返還時に係る原状回復費用

⑦各種負担金

※ただし、高原ホテルの敷地にかかる土地使用料は、有償譲渡の契約により、施設の所有権が契約事業者に移転するまでの間は県が負担

(3) その他の配慮事項

ア 公序良俗に反する使用の禁止

本施設については、契約事業者及びその譲受者等の所有者並びにそれらの所有者から使用を認められた者は、将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用すること、並びに周辺住民に著しく不安を与える施設及び周囲に迷惑を及ぼす施設等公序良俗に反する用に使用し、又は使用させてはいけません。

イ 実地調査

県は、用途指定期間中、必要に応じて随時、契約事業者に対し、本施設等の使用状況等について報告を求め、又は調査することができます。

ウ 法令等の遵守

本施設の整備及び運営にあたっては、関係する法令、条例等を遵守するものとします。

エ 周辺施設等への配慮

周辺施設（山荘等の宿泊施設、バス等の交通機関等）等との連絡調整を図り、地元住民、地権者及び関係事業者に対し、紛争等のトラブルを起こさないように十分に配慮するものとします。

オ 地域活動等への支援

立山黒部アルペンルート利用者への施設開放、防災対策への協力など、地域活動等への支援についての提案があれば、4（9）アⅠの事業計画書【様式4－1】に具体的に記入をお願いします。

カ 提案計画の説明会

契約事業者は、営業開始前に、提案計画の内容について、現地の他の宿泊施設等の関係者への説明会を開催するものとします。その開催場所、日時等については、県と事前に協議した上で決定することとします。なお、説明会開催に伴う費用については、契約事業者の負担とします。

キ 自然環境への配慮

本施設は国立公園内に位置しているため、提案事業の実施に当たっては、自然環境に最

大限配慮し、自然公園法や中部山岳国立公園立山地域管理計画書などを遵守してください。

4 事業者提案の公募に関する事項

(1) 公募方式

賃貸借契約を希望する事業者からの提案（プロポーザル）を公募します。

(2) 応募資格

応募者及びその役員（株式会社にあつては取締役、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のいずれの項目にも該当しないこと。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者
- ・地方税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者
- ・応募の時点で富山県の指名停止期間中でないこと

(3) 公募スケジュール

4月30日（水）	現地説明会 ※ 予備日5/1（木）、2（金） 申込期限4月23日（水）
5月7日（水）	プロポーザル応募申込期限
5月7日（水）	質問書提出期限
5月12日（月）	応募取下届提出期限
5月13日（火）	質問への回答
5月16日（金）	企画提案書等提出期限
5月23日（金）	プレゼンテーション
5月30日（金）	審査結果通知、契約締結
6月初め	県と事業者が協議の上、引き渡し

(4) 本公募要領等の配布

ア 配布方法

富山県ホームページの公募型プロポーザルのページ（以下「本県ホームページ」という。）において、本公募要領、本公募要領に係る仕様書及び様式の公表を行いますので、必要に

応じてダウンロードしてください。

また、本公募要領の参考資料については、紙により配布します。配布を希望される場合は事前に本プロポーザルに応募申込のうえ下記連絡先へご連絡ください。

【配布場所】

富山県教育委員会保健体育課（事務局）

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁南別館3階

T E L : 076-444-3460

E-mail : ahokentaiiku@pref.toyama.lg.jp

イ 配布期間

令和7年3月31日（月）から令和7年5月7日（水）まで

※ただし、富山県教育委員会保健体育課での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、時間については午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

（5）現地説明会の開催

ア 日 時

令和7年4月30日（水）午前10時30分～（予定）交通状況により前後します。

※ 予備日5月1日（木）、2日（金） ※4月30日が天候不良等の場合

イ 集合場所・時間

富山県庁（申込者に別途案内します。）・午前8時30分

ウ 内 容

現地にて本施設の概要を説明（カメラ等による撮影を認めます。）

エ 留意事項

①現地説明会の参加は応募の必要条件ではありませんが、不参加の場合でも、現地説明事項等について全て承知されたものとみなします。

②現地での説明に関するものを除き、公募に関する質問については、別に示す方法により対応するため、現地説明会においては受け付けません。

オ 申込受付期限

令和7年4月23日（水）午後5時まで（必着）

カ 申込方法

現地説明会参加申込書【様式1】に必要事項を記入のうえ、事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「現地説明会参加申込書（●●）」（●●は法人名）とし、様式1を添付して送信してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

（6）公募に関する質問及び回答

応募を予定する者又は応募を検討する者から、本公募に関する質問を受け付けます。

ア 質問受付期限

令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

イ 質問受付方法

「質問書」【様式2】に記入の上、事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「質問書（●●）」（●●は法人名）とし、ファイルを添付して送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

ウ 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和7年5月13日（火）までに県ホームページに公開する。また、回答の公表をもって、本公募要領の追加、修正及び解釈に関する補足等とします。回答にあたっては、質問を行った法人名等は公表しません。なお、意見の表明と解されるものの等については、回答しないことがあります。

（7）本公募要領の修正又は内容の追加

本県は、質問への対応等のため、本公募要領の修正又は内容の追加を行うことがあります。この場合は、本県ホームページで公表します。

（8）応募申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本公募要領に規定する条件等を踏まえた上で、以下のとおり申し込んでください。

ア 提出期限 令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）

イ 申込方法

事務局まで電子メールにより提出してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

ウ 提出書類

①応募申込書【様式3-1】

- ・ 役員一覧表（応募者及び共同事業者の構成員）について別紙にて記載

②応募資格がある旨の誓約書【様式3-2】

エ 提出書類に関する留意事項

- ①【様式3-1】については、総ページ数と当該ページ数を各ページの下部中央に記してください。（例：3／8）

（9）提案書等の提出

ア 提出書類

次のものを提出してください。

I 提案書

①事業計画書【様式4-1】

②資金計画書【様式4-2】

③提案価格調書【様式4-3】

- ④法人概要・事業経歴書【様式5】
- ⑤定款
- ⑥法人の案内書又はこれらに相当する書類（パンフレット可）
- ⑦法人の経営状況を説明する書類等

II 証明書等

- ①法人登記履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本に限ります）
 - ②市町村税、県税及び国税を証明する書類等
 - ・地方税：納税証明書（未納の税額がないことの証明。本公募要領の配布開始日以降に本店等所在自治体から交付された原本に限る）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税：納税証明書（未納の税額がないことの証明。本公募要領の配布開始日以降に本店等所在税務署で交付された原本に限る）
- ※納税義務がない場合は、その旨を記載した「納税義務に係る申立書」【様式6】を事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「納税義務に係る申立書（●●）」（●●は法人名）とし、ファイルを添付して送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

III 提出書類に関する留意事項

- ① 応募者に対して、5（1）に示す選定委員会の判断により、追加資料の提出を求める場合があります。
- ② 提出書類の詳細については、
- ③ 【様式4-1】～【様式4-2】については、それぞれ総ページ数と当該ページ数を各ページの下部中央に記してください。（例：3／8）

イ 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

以下のとおり、提出書類により異なります。

- I 提案書・・・ファイル形式はPDF（複数ファイル可）とし、事務局まで電子メールにより提出してください。添付ファイルの容量が大きく電子メールによる送付が難しい場合は、事務局に連絡してください。別に送付方法を指定します。
- II 証明書等・・・原本をPDF化し電子メールで送付した後、郵便書留で事務局まで提出してください。

※件名は、「提案書（●●）」（●●は法人名）とし、ファイルを添付して送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

(10) その他

ア 応募者の複数提案禁止

応募は、一応募者につき一提案とします。

イ 費用の負担

応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

ウ 使用言語及び単位

提案に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円を使用してください。

エ 本県が提供する資料等の取扱い

本県が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

オ 契約条件等

「3 プロポーザルの提案に関する条件」に定める内容のほか、「6 売買契約等に関する事項」「7 賃貸借契約に関する事項」の内容にも留意してください。

カ 接触の禁止

応募者は提案に際し、5に示す選定委員会の委員及び事務局に属する職員から、協力、助言等を受けることは一切できません。協力、助言等を受けている事実が認められた場合は、応募資格を喪失する場合があります。

キ 提出書類の取扱い

- ① 提出された提案書類等の著作権は応募者に帰属するものとします。
- ② 提案書類等の内容等については、審査結果の公表において、応募者が特定されない範囲かつ県が必要と認める範囲で、公表できるものとします。ただし、下記④の内容は除きます。
- ③ 4（9）による契約候補者の提案書類については、本県が必要と認める範囲で契約候補者の同意を要することなく使用できるものとします。ただし、下記④の内容は除きます。
- ④ 提案書類に関して本県（5に示す選定委員会を含む。）が知り得た事項のうち、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると応募者から申出のあった事項については、その内容を他に漏らさないものとします。
- ⑤ 県は、提案書類の取扱い及び保管にあたっては十分注意しますが、不測の事態により生じた損害等については責任を負いません。
- ⑥ 提案書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとします。
- ⑦ 提案書類の内容は公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に扱うものとし、原則として上記②・③以外はホームページ等での公表はしないものとします。ただし、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第3号)に基づき開示請求があったときは、非開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- ⑧ 提出された書類は一切、返却しません。
- ⑨ 誤字等を除き、提案書類提出後の応募者からの申し出による内容変更及び追加は原則とし

て認めません。ただし、やむを得ない事情があると県又は5（1）に示す選定委員会が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがあります。（提案価格調書を除きます。）

ク 応募申込後の辞退

応募申込後に辞退する場合は、「応募取下届」【様式7】を令和7年5月13日（火）午後5時までに事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「応募取下届（●●）」（●●は法人名）とし、ファイルを添付して送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

5 契約候補者の決定等に関する事項

（1）選定委員会の設置

県は、応募者の応募書類を審査し、優れた提案内容の応募者を選定するため、学識経験者及び本県職員等により構成される選定委員会を設置します。選定委員会は提案の審査を行い、契約事業者の候補者を選定します。選定委員会の委員名は非公表とします。

（2）選定委員会の運営

選定委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とします。また、議事内容も非公開とします。

（3）資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、契約候補者となる資格及び賃貸借契約を締結する資格を喪失するものとします。

- ① 4（2）の資格要件を満たさなくなった場合
- ② 応募申込書及び提案書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- ⑤ その他信頼関係を損なった場合

（4）審査方法

提案の内容について、次の審査項目及び審査方法に基づき審査を行います。なお、本公募要領に規定する条件に合致しない提案又は5（3）に示す資格を喪失した者の提案については、審査の対象としません。

また、審査項目のいずれかにおいて、著しく劣り又は不適と判断された提案は、他の内容の如何にかかわらず、失格とすることがあります。

ア 審査項目

審査項目 審査の視点配点

審査項目		審査の視点	配点
1) 活用内容	①活用内容	建物等の活用方針が明確であり、地域の魅力向上や活性化に寄与する内容となっているか	50
	②周辺との調和	地域と良好な関係構築が期待できるか また、周辺環境との調和や景観、自然環境への配慮が十分になされているか	
	③地域活動等への理解、協力	地域活動等への支援について、積極的な提案がなされているか	
	④観光振興に資する取組	本県の観光振興に資する提案がなされているか。 (例) 宿泊者向けの観光コンテンツ、インバウンドやビーガン・ベジタリアンへの対応、県産品のお土産販売、昼食営業、1階バー・ラウンジの活用など	
2) 事業の計画性	①事業スケジュール	スケジュールの見積が妥当であるか (早期に事業を開始できる場合を評価)	20
	②リスク対応	漏れなくリスクを想定しており、また顕在時における対策が具体的に想定されているか	
3) 事業体制	①事業実施体制	提案内容の実現性を裏付ける応募者の事業実施体制が示されているか	10
	②事業実績	提案した事業を確実に実施することができる実績等を有しているか	
4) 資金計画	①資金計画	資金計画の妥当性及び確実性が高いものとなっているか	10
5) 提案価格	①提案価格	以下の計算式により算定する。 【提案価格と提案基準価格の差】÷【賃貸借契約のすべての応募者のうち最も高い提案価格と提案基準価格の差】×10	10
合 計			100

イ 審査方法

選定委員会において、各応募者からのプレゼンテーション及び各応募者へのヒアリングを行います。その後、各提案について、5（4）アに示す審査項目に基づき審査を行い、契約候補者を選定します。

なお、プレゼンテーションについては、提案書を使用して行うこととし、追加資料の配布及び映像の使用等は認めません。プレゼンテーションの開催日時等詳細については、別

途通知します（現時点では令和7年5月23日（金）を予定）。

また、応募者が多数の場合など、応募書類により事前審査を行うことがあります。その結果、事前審査を通過しなかった応募者には、その旨を通知します。

（6）審査結果の通知

審査結果は、各応募者に通知するとともに、契約候補者を県ホームページに掲載します。
なお、結果に関する問い合わせ及び異議については一切受け付けません。

6 賃貸借契約に関する特記事項

（1）賃貸借料の支払い等

賃貸借料の支払い方法は、原則年払いとしますが、県と契約事業者で協議のうえ決定します。契約事業者は、賃貸借料を県が発行する納付書により指定する期日までに支払うものとしします。

（2）契約の解除

契約事業者が契約に定める義務に違反したときは、県は契約を解除することができるものとしします。

（3）危険負担

契約事業者は、この契約締結後から本施設の引渡しの時までの間において、契約事業者の責めに帰する理由により本施設が滅失し、又は損傷したときは、県に対して賃貸借料の減免又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができないものとしします。

（4）契約不適合責任

契約事業者は、契約締結後、本施設が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、賃貸借施設の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとしします。

7 その他

（1）その他注意事項

- ① 応募者は、本公募要領に記載された事項について十分に熟知しておいてください。
- ② 本県の総合計画や統計資料等県政に関する各種資料については、県庁ホームページ等に掲載されているので、応募者の責任と負担により積極的に活用してください。
- ③ 契約を締結したことにより、建築確認や各種許認可等の審査が免除されるものではありません。また、提案事業は、契約事業者の責任と負担により実施すべきものであり、行政が建築確認や各種許認可等について特別な計らいをするものではありません（関係機関に

確認の上、建築確認や各種許認可の申請をしてください）。

- ④ 契約事業者は自らの責任において、必要に応じて現地の他の宿泊施設等の関係者への説明を適切に行い、円滑な事業の実施に努めてください。また、工事を実施することになった場合には、工事に伴う騒音や振動、また施設の改修等に起因する電波障害や風害等の問題が生じた場合は、契約事業者の責任において適切に対応していただきます。
- ⑤ 契約事業者には、令和7年度に限り、別に公立学校共済立山保養所「立山高原ホテル」の保養所としての機能廃止に伴うニーズ等調査業務を委託する予定です（予算額19,800千円の範囲内で予定価格を設定、業務内容は仕様書【参考資料4】を参照）。
- ⑥ 本公募要領に定めるもののほか、必要な事項については、本県の指示に従っていただきます。

（2）様式集

【様式1】現地説明会参加申込書

【様式2】質問書

【様式3-1】応募申込書

【様式3-2】応募資格がある旨の誓約書

【様式4-1】事業計画書

【様式4-2】資金計画書

【様式4-3】提案価格調書

【様式5】法人概要・事業経歴書

【様式6】納税義務に係る申立書

【様式7】応募取下届

（3）参考資料 ※応募があった者のみにお渡しします。

【参考資料1】データ集

【参考資料2-1】派遣職員3名の人件費

【参考資料2-2】派遣職員3名の事務分担

【参考資料3】耐震工事後の図面

【参考資料4】公立学校共済立山保養所「立山高原ホテル」の保養所としての機能廃止に伴うニーズ等調査業務仕様書

【参考資料5】貸付契約書案